

道央廃棄物処理組合職員の育児休業等に関する条例をここに公布する。

平成26年4月1日

道央廃棄物処理組合管理者 山口 幸太郎

道央廃棄物処理組合条例第10号

道央廃棄物処理組合職員の育児休業等に関する条例

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）の規定に基づく職員の育児休業等に関し必要な事項については、千歳市職員の育児休業等に関する条例（平成4年千歳市条例第16号）の規定を準用する。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。